

## 報告第5号

### 専決処分について

次の事項について、平成30年3月31日付けで別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成30年6月8日提出

春日市長 井 上 澄 和

#### 春日市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

##### 提案理由

地方税法施行令(昭和25年政令第245号)の一部改正等に伴い、国民健康保険税の課税限度額の改定、軽減の拡充等に関し、春日市国民健康保険税条例(昭和60年条例第8号)の一部を改正する必要性が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを市議会に報告し、その承認を求めるものである。

## 専 決 処 分

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、春日市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

春日市長 井 上 澄 和

## 春日市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

春日市国民健康保険税条例(昭和60年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「54万円」を「58万円」に改める。

第24条各号列記以外の部分中「54万円」を「58万円」に改め、同条第2号中「270,000円」を「275,000円」に改め、同条第3号中「490,000円」を「500,000円」に改める。

第25条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。